

滋賀県税条例等の一部を改正する条例案について

1 改正理由

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い必要な改正を行うため、および法人県民税の法人税割の税率の特例措置を延長するため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）等の一部を改正しようとするものです。

2 主な改正内容

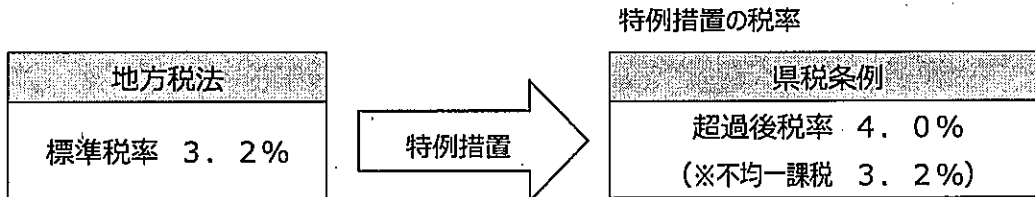
(1) 個人県民税

現行では平成29年12月31日までが対象期間とされている住宅ローン減税措置について、消費税率10%への引上げ時期が変更されることを踏まえ、その対象期限を平成31年6月30日まで延長することとします。（付則第5条の4の2関係）（公布日施行）

(2) 法人県民税

法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、税率等はそのままに、適用期間を5年間延長することとします。（付則第15条関係）（公布日施行）

改正後特例措置適用期間（5年間延長）：平成33年1月31日までに終了する事業年度



（制限税率 4.2%）

※資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、かつ、課税標準となるべき法人税額が年5,000万円以下の法人に対し、不均一課税を実施。

(3) 法人事業税

資本金1億円超の普通法人に導入されている外形標準課税（付加価値割、資本割）を、2年間で4分の1から2分の1に段階的に拡大することとします。（第38条の3および付則第19条関係）（平成28年4月1日施行）

	税率〔3以上の都道府県に事務所・事業所を有する法人の場合〕		
	～平成27年3月31日以前に開始する事業年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日の間に開始する事業年度	平成28年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%
所得割	7.2%	6.0%	4.8%
（うち地方法人特別税）	（2.9%）	（2.9%）	（2.9%）

※今回の改正案に係る部分は、平成28年度以降分の改正となります。

(4) 地方消費税

消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、地方消費税の税率の引上げの施行日を平成29年4月1日とします。（滋賀県税条例の一部を改正する条例（平成24年滋賀県条例第58号）付則第1項関係）（公布日施行）

(5) 県たばこ税

旧3級品の製造たばこに係るたばこ税の特例税率を段階的に廃止することとし、激変緩和等の観点から、平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率を引き上げる措置を

講ずることとします。(付則第10条関係)(平成28年4月1日施行)

(注) 旧3級品とは、専売納付金制度下において3級品とされていた紙巻たばこをいう。

(エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレットおよびうるまの6銘柄。)

(税率:円/1,000本)

実施時期	地方のたばこ税			国のたばこ税
		県たばこ税	市町たばこ税	
現 行	2,906	411	2,495	2,906
平成28年4月1日	3,406	481	2,925	3,406
平成29年4月1日	3,906	551	3,355	3,906
平成30年4月1日	4,656	656	4,000	4,656
平成31年4月1日	6,122	860	5,262	6,122
(参考)一般品の税率	6,122	860	5,262	6,122

3 その他の改正内容

(1) 個人県民税

ア 所得割の課税標準の算定において、所得税法に規定する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の規定の例によらないこととします。(第18条関係)(平成28年1月1日施行)

イ 租税特別措置法に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとします。

(ア) 上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払または譲渡があったものとして配当割または株式等譲渡所得割を課すること。(付則第11条の2の2、付則第14条の3の4関係)(平成28年1月1日施行)

(イ) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。(付則第14条の3の3関係)(平成29年1月1日施行)

ウ 東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用が受けられる対象期間を平成29年12月31日から平成31年6月30日まで延長することとします。(付則第21条関係)(公布日施行)

(2) 不動産取得税

ア 宗教法人等を設立しようとする者または公益社団法人等の認定を受けようとする法人が、児童福祉法に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上であるものに限る。)の用に供する不動産を取得した場合、税額を減免する措置を講ずることとします。(第39条の17関係)(公布日施行)

イ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が同法に規定する認定計画に基づき取得する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとします。(付則第8条関係)(公布日施行)

(3) 県たばこ税

旧税率で仕入れた製造たばこを、新税率引き上げ後の価格で販売することによる不当利得の防止のため、手持品課税を実施することとします。(平成28年4月1日施行)

(4) 地方消費税

消費税法の改正において国境を越えた役務の提供に対する消費税制度が見直されたことに伴う関連規定の整備を行うこととします。(第38条の16、第38条の16の2、付則第7条の2の4、滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成24年滋賀県条例第58号)関係)(平成27年10月1日施行)

(5) その他必要な規定の整備を行うこととします。(公布日施行)

法人県民税法人税割に係る税率の特例措置（超過課税）について

財源確保の観点から、現行では平成28年1月31日までの間に終了する事業年度分において実施している法人県民税の法人税割の特例措置（超過課税）について、税率等はそのままに、適用期間を5年間延長することとします。（付則第15条関係）（公布日施行）

改正の理由

本県では、これまで財政健全化に向けた行財政改革に取り組んできたことにより一定の効果が表れているものの、一方で、産業の振興、雇用の安定、国体開催のための施設整備や、公共施設などの老朽化の対策など、今後も財政需要は拡大し、財源不足が見込まれることから、本県独自の自主財源である県税収入の確保は非常に重要なものとなっている。このことから、当該特例措置について、現行の税率・対象範囲を維持し、その適用期間を5年間延長して財源の確保を図る。

特例措置の内容

特例税率 4.0%（本則 3.2%） 参考：標準税率 3.2% 制限税率 4.2%

ただし、中小法人については税負担を軽減するため税率を3.2%とする。

中小法人とは資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で、かつ、課税標準となるべき法人税額が年5,000万円以下の法人

適用期間 現行 : 平成28年1月31日までに終了する事業年度

改正後 : 平成33年1月31日までに終了する事業年度

参考（全国の超過課税の実施状況）（平成26年10月1日現在）

①特例税率	4.2%・・・	2団体	(東京都、大阪府)
	4.0%・・・	44団体	(滋賀県を含む)
	※静岡県は超過課税未実施		
②資本金額（中小法人等）の基準			
[資本金]	3億円以下・・・	1団体	(京都府)
	2億円以下・・・	1団体	(神奈川県)
	1億円以下・・・	41団体	(滋賀県を含む)
	2千万円以下・・・	1団体	(広島県)
[資本金等の額]	1億円以下・・・	2団体	(山形県、茨城県)
③法人税額等（中小法人等）の基準			
[法人税額]	5,000万円以下・・・	1団体	(滋賀県)
	4,000万円以下・・・	1団体	(神奈川県)
	2,000万円以下・・・	2団体	(大阪府、兵庫県)
	1,600万円以下・・・	1団体	(京都府)
	1,500万円以下・・・	2団体	(愛知県、岡山県)
	1,000万円以下・・・	38団体	
[従業者の数]	300人以下・・・	1団体	(山梨県)

改正等の経緯

議会上程時期	改正等の概要	超過課税の理由・主な使途
昭和50年12月 (制定)	適用期間：昭和51年2月1日～昭和56年1月31日 税率：100分の6.2 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	不況による税収減
昭和55年9月	適用期間を5年延長（～昭和61年1月31日）	中小企業、商工業の振興、流通対策のための施策の早急な実施のため
昭和56年6月	税率の引き下げ（100分の6.2 → 100分の6） 税率：100分の6.0 [制限税率] 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）
昭和60年9月	適用期間を5年延長（～平成3年1月31日）	地域経済活性化事業、教育文化施設整備事業、環境保全対策事業の推進
平成2年9月	適用期間を5年延長（～平成8年1月31日） 法人の負担軽減のため税率を引き下げた（100分の6 → 100分の5.8） 税率：100分の5.8 資本金：1億円超 法人税額：1,000万円超	湖国21世紀ビジョンの実現に向けた経済活性化対策、環境保全対策事業の推進等
平成7年9月	適用期間を5年延長（～平成13年1月31日） 中小法人の負担軽減のため法人税額基準を改正（年1千万円超 → 年5千万円超） 税率：100分の5.8 資本金：1億円超 法人税額：5,000万円超	経済活性化事業、環境保全対策、社会福祉施設の整備、交通基盤の整備等主要な施策の推進
平成12年9月	適用期間を5年延長（～平成18年1月31日） 税制改正に伴い対象法人を追加（法人税法に規定する特定信託）	経済活性化事業、環境保全対策、教育文化施設の整備。福祉社会の実現、交通基盤の整備、生活基盤の整備等主要な施策の推進
平成17年6月	適用期間を5年延長（～平成23年1月31日）	交通・情報基盤の整備、新規成長産業の育成、防災体制の強化、福祉社会の実現、水環境保全の推進、環境配慮型のまちづくり
平成22年9月	適用期間を5年延長（～平成28年1月31日）	健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全の施策等の推進
平成26年6月	地方法人課税の偏在是正のため「地方法人税」（国税）の創設に伴い、法人住民税率引下げ（100分の5.8 → 100分の4.0） 税率：100分の4.0 [超過税率] 資本金：1億円超 法人税額：5,000万円超	（税制改正により、制限税率が引き下げられたため税率を改正）

超過課税の実績額（直近5年）

（単位：百万円）

課税年度	法人税割額 A	内 超過課税額 B	率 B/A
平成22年度	7,117	877	12.3
平成23年度	7,516	915	12.2
平成24年度	6,006	710	11.8
平成25年度	6,070	725	11.9
平成26年度(見込)	7,270	881	12.1
計	33,979	4,108	12.1